丸亀市建設工事指名競争入札参加者資格基準

(趣旨)

第1条 この基準は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第2項の規定に基づき、市の発注する建設工事に係る指名競争入札(以下「指名競争入札」という。)に参加する者に必要な資格及びその審査の方法を定めるものとする。

(資格審査)

- 第2条 指名競争入札に参加しようとする者の資格審査は、丸亀市契約規則(平成17年規則第48 号。以下「規則」という。)第24条に規定する入札参加資格審査申請をしたものに対して、建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条の規定による許可を受けた者のうち、法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査の総合評定値及び丸亀市建設工事入札参加資格審査申請要領に規定する発注者別評価点の合計点(以下「総合点数」という。)を付すことにより行う。
- 2 前項により資格審査を行った者は、規則第24条第2項の規定による指名競争入札参加資格者名 簿に登載するものとする。

(格付け)

- 第3条 前条により付した総合点数に応じ、別表に掲げる建設工事の種類に従い、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及び水道施設工事にあっては、A、B及びCの3段階に区分して格付けを行い、その他の工事にあっては行わないものとする。
- 2 丸亀市契約審査委員会は、前項の規定に基づき行った格付けに支障があると認めるときは、市 長の承認を得て当該格付けの変更を行うことができるものとする。

(格付けの承継)

- 第4条 第2条の資格審査を受けた者が死亡、廃業、営業譲渡、組織変更、合併等をしたときは、 その者の実態を承継した者は、その承継の原因のあった日から30日以内にその旨を申請して、資 格審査を受けることができる。
- 2 前項の資格審査には、第2条及び第3条の規定を準用する。

(参加資格)

- 第5条 第2条の資格審査を受けた者のうち格付けを受けた者は、別表に掲げる当該等級の設計金額に応じた建設工事の指名競争入札に参加する資格を有するものとする。ただし、特に緊急を要する場合その他特別の理由があると認められるときは、格付けを受けたすべての者を当該建設工事の指名競争入札に参加する資格を有するものとする。
- 2 格付けを行わなかった者については、発注工事の規模、内容に応じて、指名競争入札に指名し

ようとする者を適切に選定するものとする。

附則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

別表

工事の種類	等級	経営事項審査総合評定値 + 発注者別評価点数	設計金額
土木一式	A	900 点以上	700 万円以上
	В	700 点以上 900 点未満	300 万円以上
	С	700 点未満	500 万円未満
建築一式	A	850 点以上	700 万円以上
	В	650 点以上 850 点未満	300 万円以上
	С	650 点未満	500 万円未満
電気•管	A	850 点以上	700 万円以上
	В	650 点以上 850 点未満	300 万円以上
	С	650 点未満	500 万円未満
水道施設	A	850 点以上	1,000 万円以上
	В	700 点以上 850 点未満	300 万円以上
	С	700 点未満	1,000 万円未満